

イ 法の施行後2年間で振り返って

法の施行後2年間の実績からは、自立相談支援機関において様々な相談を受け止めている実態がデータ面で確認されている。例えば、相談者全体の約3割が就労中の人である一方、65歳以上の相談者が約2割いる等、多様な状態像の人からの相談が見られる。必要な支援の面では、稼働年齢層だけでなく就労を希望する高齢者に対する就労支援、どの世代にとっても家計相談支援ニーズがあること、連帯保証人等が確保できない人への居住や就労の支援のあり方等、包括的な支援をどのように行うかが改めて課題となっている。(1)のとおり、今年度は、多くの自治体で新規相談件数の増加が見られるほか、プラン作成件数は全国的に伸びており、「広く相談者を受け止めて継続的に支援を行う」ことが定着しつつある。こうした支援の基本形を徹底しつつ、支援の中身をより充実させていく段階となっている。

支援の充実にあたっては、上記の2つの目標に立ち返っていただき、支援を行う体制面や地域づくりという観点の振り返りも含めて、対応のご検討をお願いしたい。特に任意事業を含めた各事業の構成や人員体制等については、法施行当初のものを所与とせず、効果的・効率的な実施方法（人員配置、事業内外の役割分担等）を積極的にご検討いただくとともに、新たな課題に対して支援を充実できるように(2)のとおり予算面での支援を充実させてきているので、これらを最大限ご活用いただきたい。

また、ブロック会議、全国担当者会議、ニュースレター等を通じて各地の取組事例を紹介してきており、既にその数はかなりのものになっている。「どのように取り組めばよいかわからない」という意見も今なお聞かれるが、こうした取組事例の情報発信について、委託事業者も含め参考とできるよう、引き続きご留意をお願いしたい。

ウ 特に取組をお願いしたい事項

① 相談につなげる取組の充実

制度周知という観点では、不特定多数に対する広報と、対象となる可能性がある人に対する周知・訴求の2つを意識した取組を引き続きお願いしたい。

(例)

- ・ 自治体の広報紙等、不特定の多くの目に触れる手段で周知を図る。
- ・ 行政から低所得者向けに発送する各種通知等に制度案内を同封する。
- ・ 自立相談支援機関の常設の窓口の他に、出張相談等を実施する。
- ・ 身近な圏域で制度によらない「何でも相談」を受けける仕組みを作り、自立相談支援機関へつなぐ。

また、既に多くの連携通知により示しているとおおり、関係機関との連携についても、支援につなげるべき人に対して的確にアプローチする重要なポイントである。対象者像の共有等、関係機関との間でお互いの制度理解を深めていく取組の積み重ねを引き続きお願いしたい。

② 就労支援や居住支援を通じた地域づくり

特に就労支援や居住支援では、行政による支援・事業のみで長期的な自立を支えていくことは難しく、地域における社会資源を開拓していくことが不可欠である。福祉に関わる関係者（社会福祉法人やNPO法人等）のみならず民間企業も含めて広く参画を得て、①個別支援の中で不足している支援と、②まだ社会において掘り起こされていない求人ニーズや空き家ニーズを組み合わせるとともに、③そのマッチングの際に必要な企業支援や家主支援の担い手を開拓していくという3方向で進めていく点では、就労支援・居住支援の取り組み方は共通である。既に就労支援については、その取組ノウハウを周知してきているが、居住支援についても平成28年度社会福祉推進事業による研究成果が追って取りまとまることから、情報発信する予定としている。引き続き取組を深めていただくようお願いしたい。

エ 都道府県の役割

生活困窮者自立支援法の施行に当たり、都道府県には広域自治体としての様々な役割が求められている。特に、

- ① 基礎自治体における任意事業の実施に向けた働きかけや、広域での共同実施に向けた調整等を行うこと
- ② 支援に携わる人材の養成に関して、国研修の伝達等にとどまらず、特に基礎自治体における支援技術の向上を図ること
- ③ 産業雇用部門のノウハウや各種団体のネットワークを生かし、基礎自治体に

おける就労支援をバックアップすること

- ④ 都道府県に設置されている居住支援協議会と基礎自治体の自立相談支援事業の関係づくりを支援し、居住支援に取り組む基盤づくりをすること
- ⑤ 都道府県が福祉事務所設置自治体となっている圏域において、支援を必要とする方々に対して、町村と連携し、効果的・効率的に支援を提供すること
- ⑥ 基礎自治体の行政担当職員等同士で顔の見える関係づくりや、支援情報の共有が可能となる場を設定すること

について、積極的な取組をお願いしたい。

具体的な取組事例としては、

- 任意事業の実施に向けて、管内未実施自治体を訪問した働きかけや広域での共同実施に向けた調整等を行った例
- 自治体担当者と国研修修了者によって研修企画チームを組織化したり、管内自治体の支援員の資質向上のため、多岐にわたる研修をきめ細かく企画・開催し、各事業の従事者に対する人材養成研修を開催した例
- 低所得者対策として新たに担当部署を新設し、生活困窮者自立支援制度専任の職員を配置した例

等がみられるので、参考にして取り組んでいただきたい。

オ K P I の見直しと目安値の見直し【資料 P 1 1 4 参照】

生活困窮者自立支援制度については、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率の 4 項目を目安値として挙げているが、支援対象者の経済的変化だけでなく、意欲の向上や社会参加の増加等も把握し、生活困窮者自立支援法の効果を全体としてしっかりと評価できるよう、平成 28 年度から「新たな評価指標」を運用している。

一方、平成 27 年度に策定された「経済・財政再生計画改革工程表」（平成 27 年 12 月 25 日閣議報告）については、27 年度の施行状況や新たな評価指標の運用を踏まえ、①就労・増収率の引き上げ、②「ステップアップ率」の追加、③つなぎ先の見える化についての見直しを行った（平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）。

これらの K P I を踏まえた来年度の目安値を以下のとおり設定する。各自治体

におかれては制度の施行状況を評価する仕組みとして、引き続きPDCAサイクルをしっかりと回しながら、取組を着実に進めていただくようお願いする。

なお、目安値の状況把握に用いている支援状況調査や新たな評価指標については、各自治体及び支援現場の業務負担にも留意しつつ実施しているものであるが、「平成28年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成28年12月20日地方分権改革推進会議決定）において、「生活困窮者自立支援制度に関する支援状況調査については、提出期限の見直し等の負担軽減策について検討し、平成28年度中に結論を得る」とされていることを踏まえ、今後の取扱いについて、別途、「支援状況調査の報告期限について」（平成28年12月27日事務連絡）を发出しているので、ご了解願いたい。

(参考1) KPIの各数値 ※下線部は見直した点

- ・自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】
- ・自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】
- ・自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数
【2018年度までにプラン作成件数の60%】
- ・自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】
- ・就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合
【2018年度までに75%】
- ・継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】
(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合
- ・生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】
- ・任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】

(参考2) 平成29年度の目安値について ※下線部は見直した点

- ・新規相談受付件数【人口10万人当たり24件】
- ・プラン作成件数【人口10万人当たり12件(新規相談受付件数の50%)】
- ・就労支援対象者数【人口10万人当たり7件(プラン作成件数の60%)】
- ・就労・増収率【70%】
- ・ステップアップ率【80%】

(7) 生活困窮者自立支援法の見直しについて【資料P115参照】

生活困窮者自立支援法附則第2条においては、法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置のあり方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

さらに「経済・財政再生計画改革工程表」においては、次期生活保護制度の在り方の検討に合わせて、生活困窮者自立支援制度の在り方について検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含むとされている。

こうした規定等を受け、厚生労働省においては昨年10月に「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を設置し、学識者、自治体、支援現場の関係者等の参集を得て議論を進めている。昨年末までに開催した5回の検討会では、制度施行により、これまでの制度では支援に繋がらなかった人に支援が行えるようになっている中、支援を行う枠組みをより強化すべきとの観点から、

- ・ 自立相談支援事業に様々な関係機関から支援対象者がつながってくるのが重要ではないか、
- ・ 就労支援を強化し、地域の人材ニーズを踏まえて求人を作っていくことが必要ではないか、
- ・ 家計相談は、生活困窮者に対する支援としては必須の要素ではないか、
- ・ 子どもの学習支援事業を世帯支援の入口にしていくべきではないか、
- ・ 居住面の支援を充実させるべきではないか、
- ・ 高齢者に対する就労支援や居住支援の充実を図るべきではないか

といった様々なご意見をいただいております、本年1月に開催した第6回検討会においては、論点整理（案）について議論した。今後、年度末にかけて本検討会において論点整理を行った上で、社会保障審議会に部会を設置して検討を深めていく予定である。

生活困窮者に包括的な自立支援を行うに当たっての自治体・支援現場における施行上の課題を洗い出し、支援を実施しやすい体系へ見直すことを念頭に置いているので、こうした検討過程にもご留意いただきたい。

(8) その他の依頼事項・伝達事項について

平成 29 年度においても、各自治体の実施状況を確認しつつ、支援体制が更に広がり、必要な人に必要な支援が提供されるよう、引き続き自治体と相談しながら、制度の充実・運用の改善を図っていくこととしている。

こうした観点から、現時点において、以下の取組を行う予定であるので、各自治体におかれては、その趣旨をご理解いただき、各種取組への特段のご協力をお願いする。

なお、これらの詳細については、後日改めてお示ししたい。

ア 各種データの収集に関する調査依頼

支援の質の確保や制度評価に資するよう、事業の実績や実施状況を把握することが非常に重要であることから、平成 29 年度においては、下記のとおり必要なデータの収集・調査を行う予定である。

(参考) 平成 29 年度におけるデータ収集・調査の予定 (案)

調査等	主な項目	対象自治体	実施頻度
支援状況調査 <u>※1 (5) オも参照のこと。</u>	新規相談受付件数 プラン作成件数 就労・増収者数 (総数) 就労支援対象者のうち就労・増収者数 等	すべての福祉 事務所設置自治体	毎月
事業実施状況調査 (平成 29 年度)	人員体制 事業の実施方法 等	すべての福祉 事務所設置自治体	年 1 回 (4 月)
実績調査 (平成 28 年度)	各事業の利用状況 各事業の事業内容 等	すべての福祉 事務所設置自治体	年 1 回 (4 月)
事業実施意向調査 (平成 30 年度)	任意事業の実施意向	すべての福祉 事務所設置自治体	年 2 回
住居確保給付金の 支給に関する調査	支給決定件数・支給額 常用就職者数 支給中止件数 等	すべての福祉 事務所設置自治体	毎月
認定就労訓練事業 所の認定状況に関する調査	認定就労訓練事業者数 利用定員 等	都道府県、政 令市、中核市	四半期毎

※ 具体的な調査内容や方法については追って詳細をお示しする。

イ 全国会議・ブロック会議の開催について

平成 29 年度においても、国からの情報等について直接伝達する機会や、事業運営や支援のあり方等について、国と自治体間で情報共有や意見交換を行う機会を設定することは重要であると考えており、下記のとおり会議を開催する予定である。

なお、ブロック会議の実施方法や時期等の詳細は追って相談させていただくので、よろしく願います。

(参考) 平成 29 年度の会議開催予定

- 春頃 ブロック会議（1 回目）
- 9 月頃 全国担当国会議
- 秋頃 ブロック会議（2 回目）
- 1 月 全国部局長会議
- 3 月 全国課長会議

2 生活福祉資金について 【資料 P 1 2 3 参照】

(1) 生活福祉資金を取り巻く状況について

ア 独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度の制度改正と今後の対応について、今般、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）及び「未来への投資を実現する経済対策（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）」を踏まえ、経済的な不安により進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押しする観点から、平成 29 年度進学者から独立行政法人日本学生支援機構（以下、日本学生支援機構）という。）が実施する奨学金の制度拡充が図られた。具体的には、①給付型奨学金制度の創設、②第一種奨学金における低所得世帯の生徒に係る成績基準の実質的撤廃、③所得連動返還型奨学金制度の導入により制度を拡充することが平成 29 年度予算政府案に盛り込まれている。

また、「大学進学等を後押しする国の政策パッケージ」が打ち出され、入学金や学費など入学時に求められる経費への対応や、奨学金で不足する場合の上乗せ利用として、生活福祉資金（教育支援資金）貸付についても盛り込まれている。

生活福祉資金（教育支援資金）貸付制度においては、他制度利用を優先としつつ、低所得世帯の就学に必要な費用等についての貸付けを行っている。そのため、就学に必要な費用（以下「教育支援費」という。）の貸付けに当たり、今般の奨学金の制度改正以降は、重複する部分については当該奨学金を活用されたい。

なお、日本学生支援機構の奨学金の申請を行ったが、決定までに時間を要する（納入期限に間に合わない）等、一時的に当面の学費等の支払いが困難であるなどの場合、必要となる数ヶ月分についての貸付けを行うことは差し支えないが、日本学生支援機構の奨学金が決定され次第、教育支援費の貸付分については償還を行うこととされた。

また、奨学金の給付・貸与月額以上に学費等の経費が必要な場合には、その差額についても教育支援費の貸付けを行うことは差し支えないので、上記と併せて適切な運用をしていただきたい。

なお、今般の第一種奨学金の制度拡充にともない、当該制度と貸付対象が重複する部分に係る貸付原資については、今後、国庫への返還を求める予定である。具体的な取り扱いについては、追って正式に通知するので、予めご承知おき願いたい。

これらの奨学金制度の拡充は、平成 29 年度予算及び改正法令の成立が前提となるが、その内容は日本学生支援機構から全国の高等学校等に対して周知されている。各都道府県におかれては、予算政府案に盛り込まれた制度内容について、各都道府県社会福祉協議会へ周知いただくとともに、きめ細かい支援により、誰もが安心して大学等で学べる環境をつくるという本政策の趣旨をご勘案いただき、生活福祉資金貸付事業においても、他制度優先を踏まえた効果的な支援を実施していただくようお願いする。

イ 会計検査院の意見表示と今後の対応について

平成 28 年 10 月、会計検査院から厚生労働省に対し、

- ・生活福祉資金貸付事業のために都道府県社会福祉協議会が保有する資金の額について、適正な評価を行うための判断基準を設けること
- ・判断基準に照らして過大と認められた場合に補助金を国庫に返還出来るよう、交付要綱の改正等を行うこと

との意見が表示された。

(参考) 会計検査院の意見表示内容

<意見表示内容全文>

- ・ 保有資金の額について適切な評価を行うための判断基準を作成し、都道府県に周知するとともに、都道府県に対して、各都道府県社協における保有資金の額を十分に把握するための情報を明示するなどした上で、適切な評価を実施させ、貴省に対して評

価に係る適時の報告等を行わせるなどの仕組みを整備すること

- ・ 保有資金の額が判断基準に照らして貸付事業の実施状況等からみて適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずることができるように、国庫補助金の交付要綱の改正等を行うとともに、その旨を都道府県に対して周知すること

<事実関係>

会計検査院が意見表示で示している金額は以下の通り。

検査対象県（25 都道府県社協）の保有資金	1072 億円（※1）
上記のうち指摘対象県（17 都道府県社協）の保有資金	504 億円
うち過大な（※2）保有資金の試算額	399 億円（※3）

※1 生活福祉資金の保有資金は、経済情勢の悪化や大規模災害における一時的な資金需要として保有しているものであり、「使われず滞留」しているわけではない。

※2 会計検査院が独自の試算に基づき「当面の貸付事業の安定的で円滑な実施のために引き続き保有し続ける必要性は低い」としているもの。

※3 今回の検査院の意見表示は、生活福祉資金貸付事業の保有資金について適正な評価を行う枠組みがないというものであり、当該額の返還が求められているものではない。今後作成する判断基準に基づき、保有資金の適正規模を上回るものと認められる場合に、返還を求めていく。

今後、会計検査院の意見の趣旨に沿って、判断基準等の作成など所要の措置を講じる予定であるが、判断基準の作成にあたっては、各都道府県社会福祉協議会における貸付額の見込みや償還状況、経済情勢の急激な変化や、災害時をはじめとする緊急的な措置への対応など、多角的な視点から検討を進めていく。

また、判断基準作成後、この基準を上回る保有原資については返還を求める予定としており、その返還時期は平成 29 年度以降を予定している。

具体的な取扱いについては、追って正式に通知するので、予めご承知おき願いたい。

ウ その他

① 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成 22 年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、事業の廃止が決定されている。

また、平成 25 年 3 月に厚生労働省が策定した「年金担保貸付事業廃止計画」においては、廃止に当たり、生活福祉資金貸付制度が主たる代替措置と位置づけられているほか、平成 28 年度に具体的な廃止時期を判断することとしている。

本件に関しては、具体的な方向性が定まり次第、随時、情報提供を行っていくこととするが、今後の動向についてご留意願いたい。

② 各種データの収集に関する調査依頼

生活福祉資金貸付制度を取り巻く諸課題への対応にあたり、今後、各種調査を実施することとなった場合には、ご協力をお願いしたい。

(2) 平成 29 年度予算（案）について

生活福祉資金貸付事業にかかる事務費については、平成 27 年度より、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設し、一定程度の経過措置を設けるとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金により実施してきた「生活福祉資金体制整備事業」については、基金廃止に伴う激変緩和を目的とした経過措置として、貸付原資の取崩しにより事務費に使用することを可能とする取り扱いを行っている。

平成 29 年度の取り扱いについては、会計検査院の意見表示、奨学金制度の拡充、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携に関する課題など、生活福祉資金貸付制度を取り巻く状況に様々な動きがあることを踏まえ、補助金の経過措置及び取り崩し基準ともに据え置くこととする。

平成 30 年度以降の取り扱いについては、それらの状況を勘案するとともに、今後、都道府県・市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握したうえで、必要な効率化を求めていく一方、貸付ニーズに対する効果的な事業運営や貸付・償還に係る各社会福祉協議会の運営努力（成果）をより反映する仕組みの導入も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていくこととする。

(3) 生活困窮者自立支援法との連携の促進について

平成 27 年度の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活福祉資金制度がより効果的、効率的に機能することを期待して、総合支援資金及び緊急小口資金について所要の見直しを行うとともに、原則として自立相談支援事業の利用を貸付の要件とし、あわせて家

計相談支援事業の利用が望ましいとした。

自立相談支援機関・社会福祉協議会いずれからみても、連携しているケースのうち、約 6～7 割がインテーク・アセスメント段階から連携を開始しており、自立相談支援機関と社会福祉協議会の連携が促進されてきているものといえる。

また、約 7 割の社会福祉協議会から自立相談支援機関に対して、総合支援資金の償還状況について何らかの報告が行なわれており、貸付決定後も一定の連携が図られている。

複合的な課題を抱える方に対しては、両制度が連携することが重要であるが、単なる情報提供にとどまるのではなく、相談に来た生活困窮者の自立につながる貸付けであるかに着目することが非常に重要であると考えられることから、より一層の連携強化をお願いしたい。

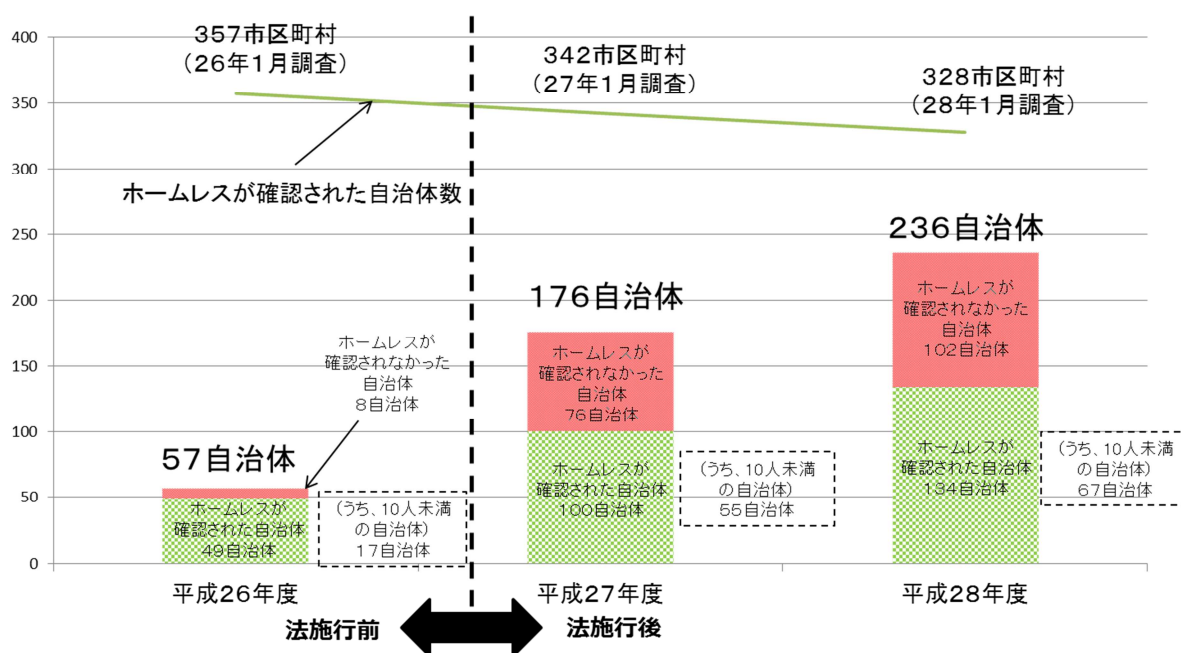
3 ホームレス等への自立に向けた支援について 【資料 P 1 2 6 参照】

(1) 生活困窮者自立支援法施行後におけるホームレス対策について

ホームレス対策は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「ホームレス特措法」という。）等の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業等に位置づけることにより、安定的な財源を確保した。

法施行より約 1 年 9 ヶ月が経過したが、ホームレスが確認された自治体数が減少傾向である中、一時生活支援事業の実施自治体数は大幅に増加しており、特にホームレスが確認されなかった自治体、あるいは非常に少ない（10 人未満）自治体における取組が広がっている。

(参考) 一時生活支援事業の実施自治体の推移

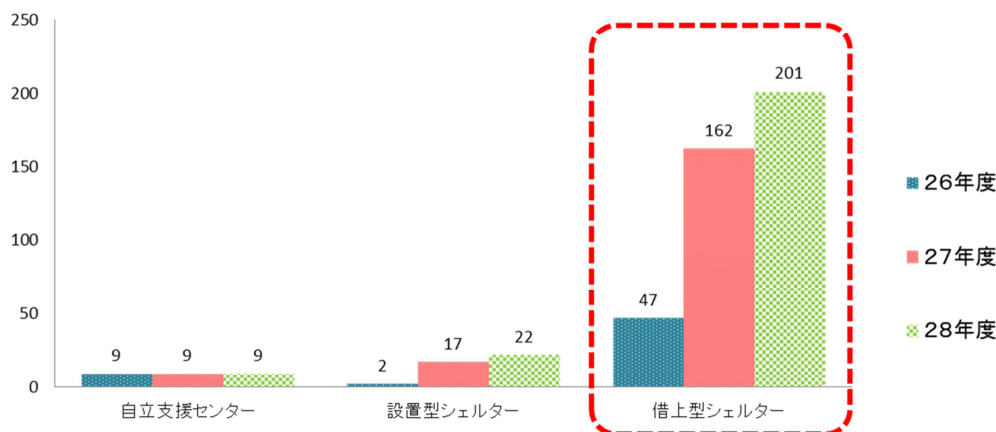


また、実施形態としては、旅館やアパート等の一室を借り上げる形式の「借上型シェルター」が大幅に伸びており、特に人口15万人未満の中小規模の自治体では、シェルターを設置している自治体の自立相談支援機関（特に就労相談支援員）と密接に連携することによって、利用者の多くが就職に結びついているような事例も見受けられる。

(参考) 一時生活支援事業の実施形態の推移

実施自治体数

※ 同一自治体において、複数の実施形態で実施している場合は、それぞれの形態(センター、シェルター)に計上している。



さらに、都市部においては、法人へ事業を委託し、「設置型シェルター」として、民間アパートを借り上げ、相談員が常駐するといった取組をする自治体も見られる。

このような実施形態は、ホームレスを含め、住居に不安のある生活困窮者の少ない中小規模の自治体においても比較的取り組みやすいものと考えられるため、一時生活支援事業未実施の自治体においては、今後の取組に当たり是非参考とされたい。

(参考) 設置型シェルターの実施形態の考え方

類型	該当する事業
設置型 シェルター	一時生活支援事業 + 自立相談支援事業(相談員)
借上げ 型シェル ター	一時生活支援事業 ※相談は自立相談支援事業の相談 員が出向く等により対応



- 運営する主体が宿泊場所を提供し、かつ同一の場所で相談支援を提供するならば、住居の形態はアパート等の借り上げであっても、設置型シェルターとして解することが可能。
- 神奈川県相模原市では、法人へ事業を委託し、民間アパートを借り上げ、相談員が常駐し対応する設置型シェルターとして、平成28年度から新たに取り組んでいるところ。

また、その他、ホームレスを含め、住居に不安のある生活困窮者については、自立相談支援事業のアセスメントにより、住居の不安以外の課題についても十分に把握し、支援（一時生活支援事業の利用の他、既存の社会資源等の活用も含めた支援）を行うことが重要であるので、改めてご認識いただくようお願いするとともに、本事業の利用対象者の数が少ないと思われる自治体においても、住居に不安を抱える生活困窮者は一定程度存在することから、自治体による単独実施が困難な場合には、一時生活支援事業の広域的な取組を行うなどの方法により、一時生活支援事業の実施をお願いする。

(参考) 広域実施の取組事例

①大阪府の取組事例

○ 大阪府では、府が中心となり、一時生活支援事業の広域実施を行っている。

自治体	大阪市を除く全ての市町村
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・シェルター借り上げ方式により、大阪市を除く府内の全市町村を北大阪ブロックと南大阪ブロックの2つの地域ブロックに分け、事業を実施。 <p>【府、市町村の役割分担】</p> <p><大阪府></p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館ホテル生活衛生同業組合や救護施設への協力依頼等による施設の開拓及び各市町村が開拓した施設との調整。 ・市町村間の総合調整及び助言、実施要領の作成等の後方支援を行う。 <p><契約市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度ごとに輪番で、各ブロックに所属する一市が契約市としてブロック内のホテル等の宿泊施設と賃貸契約を結び借り上げ。 ・月ごとの契約施設利用料の精算事務及び各市町村の当該年度利用料の請求事務。 <p><契約市以外の各市町村></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村管内での協力施設の開拓。 ・これまでの実績を参考に、各市町村において当年度必要額を予算計上する。

②静岡県の取組事例

○ 静岡県では、複数の市が一機関に委託し共同実施する形で、一時生活支援事業の広域実施を行っている。

自治体	三島市、沼津市、富士宮市、富士市、藤枝市、島田市、掛川市、熱海市、伊豆市、焼津市
取組内容	<p>NPO法人が中心となり、10市による広域実施。</p> <p>①住居の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市の自立支援相談窓口を通じ、緊急的に住居を必要とする人に住まいの提供を行う。 <p>②利用状況の把握・安否確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3名の職員が施設事務所に勤務 ・入居時に聞き取りアセスメント・プランの作成 ・生活相談・指導(生活習慣の改善)、就労相談・指導(キャリアコンサルタントによる相談)、家計相談・指導等により生活状況の記録作成 <p>③食事の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フードバンクを利用し食材を確保、入居者で協力しながら食事の準備・調理・片付け等、自立につながる自炊等ができる環境を整える ・自立後も食糧支援による継続支援

(2) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)については、ホームレス特措法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体にご協力いただき、毎年実施している。平成29年調査(平成29年1月実施)については、既にご協力いただいた(例年4月に公表。今年の公表日程はおってお知らせする。)が、来年も実施する予定であり(平成30年1月を予定)、平成29年度予算(案)に当該調査に関する所要の予算を確保したので、引き続き、ご協力願いたい。

また、平成28年10月には、毎年実施している概数調査だけではなく、ホームレスやホームレスとなるおそれのある人に対する生活実態調査を実施した。ご協力をいただいた各自治体の皆さまには厚く御礼を申し上げます。

本調査については、今後集計を経て、有識者のご意見を伺いながら集計結果の分析を行うこととしており、分析の進捗状況などを踏まえながら、公表する時期については改めてお知らせする。